

6 文庁第 1 1 0 5 号
令和 6 年 5 月 2 2 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
日 本 芸 術 院 長
各文部科学省所管独立行政法人の長
公益財団法人日本博物館協会会長
全 国 美 術 館 会 議 会 長

文化庁次長
合 田 哲 雄

「博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）（令和
4 年 4 月 15 日付け 4 文庁第 256 号文化庁次長通知）」の補足事
項について（通知）

令和 4 年 4 月 15 日に公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）された博物館法の一部を
改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）において、法律の目的、博物館の事業及
び登録制度等の見直しを行いました。このことについては、「博物館法の一部を
改正する法律の公布について（通知）（令和 4 年 4 月 15 日付け 4 文庁第 256 号
文化庁次長通知）」により通知したところです。

当該通知の「第 2 留意事項 1 1」では、「地方公共団体の長の所管に属す
る施設を公立博物館として取り扱うには、当該施設について、条例により、地方
公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行するこ
とを定める必要があること。」としています。

この点に関して、首長部局が従前から所管している施設が博物館法（昭和 26

年法律第 285 号) 第 11 条により新たに博物館として登録を受ける場合の取扱いについて、当該通知の補足として下記の事項を通知します。

各関係機関におかれては、下記を踏まえて対応いただくとともに、域内の市(指定都市を除く。)区町村等の関係機関及び関係団体に対して遺漏なく周知くださるようお願いいたします。

記

- ・ 従前から首長部局が所管している施設が博物館法第 11 条により新たに博物館として登録を受ける場合、当該施設の目的・性質や事業内容に特段の変更がないのであれば、登録を受けることのみをもって、教育委員会への所管替えや地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。)第 23 条第 1 項に基づく職務権限特例の条例の制定を要するものではないこと。
- ・ 登録を受けるに当たって、当該施設の目的や事業内容も含めて見直しを行った場合には、見直し後の当該施設の目的・性質や事業内容、地教行法の規定を踏まえて改めて検討し、必要があれば所管替えや条例制定など適切に対応すること。
- ・ 上記を踏まえて引き続き首長部局が所管する場合であっても、もとより当該施設が社会教育や文化に関連する事業を行うに当たっては、社会教育・文化全体に係る施策との一体性や学校教育との連携などに十分に配慮し、教育委員会が積極的な役割を果たすことが望まれること。

※本通知の位置付けについて

本通知は、「博物館法の一部を改正する法律の公布について(通知)(令和 4 年 4 月 15 日付け 4 文庁第 256 号文化庁次長通知)」の内容を補足するものであり、本通知によらないその他の留意事項については、上記通知による。

【本件担当】

文化庁企画調整課 博物館振興室
TEL : 03-5253-4111 (内線 4889)